新潟県条例第33号

新潟県家畜保健衛生所の家畜衛生検査等手数料条例の一部を改正する条例

新潟県家畜保健衛生所の家畜衛生検査等手数料条例（昭和31年新潟県条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）に対応する同表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改　　正　　後	改　　正　　前
第２条　（略） ２　前項の規定にかかわらず、知事認定獣医師（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第３条の２第１項の特定家畜伝染病防疫指針に基づき知事が認定する獣医師又は知事が認定する団体に属する獣医師をいう。）が注射する豚熱予防液の管理に係る手数料の額は、１件につき60円とする。 ３　前２項により難いものについては、その都度知事が定める。 **第３条**　手数料は、条例で定める証紙により納入しなければならない。ただし、前条第２項の手数料については、この限りでない。	**第２条**　（略） ２　前項により難いものについては、その都度知事が定める。 **第３条**　手数料は、条例で定める証紙により納入しなければならない。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。